

平成28年度第3回
滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成28年(2016年)10月13日(木)

9時30分～

場 所 滋賀県庁北新館 5-A会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(仮称) ドラッグコスモスベルロード店 (法第5条第1項 新設)

(仮称) ドラッグコスモス安曇川店 (法第5条第1項 新設)

(仮称) マックスバリュ月輪店 (法第5条第1項 新設)

パロー大津茶が崎ショッピングセンター (法第5条第1項 新設)

(仮称) 風の街Ⅲ (法第5条第1項 新設)

3. その他

4. 閉会

[午前 9時28分 開会]

1 開会

(挨拶 記録省略)

2 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(事務局説明 記録省略)

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、ここまでの説明で、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、建物設置者からの説明に入りたいと思います。

まず、(仮称)ドラッグコスモスベルロード店の建物設置者から説明をお願いできればと思います。

本日はお疲れさまです。

それでは、(仮称)ドラッグコスモスベルロード店の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いしたいと思います。

○設置者：では、私の方から補足説明をさせていただきます。

今回のドラッグコスモスベルロード店の店舗概要ならびに交通、騒音、廃棄物といった環境調査の結果につきましては、先ほど事務局から御説明があったとおりでございます。

私の方からは、補足説明をさせていただきます。

まず、お手元の届出書の14ページ、添付図面2を御覧いただけますでしょうか。両開きで添付図面3が配置平面図になっておりまして、今回の店舗はドラッグストアでございます。夜の10時までの営業ということで、騒音につきましては10時から10時30分の間の退店車両のみが夜間ということになります。それと、冷凍・冷蔵庫の室外機等がございます。計画地の北側に2階建ての介護施設がございますので、夜間の30分の退店につきましては、出入口②については運用を休止するといったような計画を考えております。

また、荷さばき車両につきましては、75平米1か所で、1日延べ台数5台の搬入車両を今のところ見込んでおりますけれども、うち10トン車につきましては、早朝6時からというスケジュールで届出をさせていただいております。6時といたしますと、騒音の環境基準、また規制基準でいきますと、朝あるいは昼の時間帯になる訳ですけれども、6時からの予定を、今のところ若干おくらせて、7時ごろからということでスケジュール調整を図ろうとしているところでございます。

また、騒音の予測地点、別添図面2の見取図でいきますと、d地点とe地点につきまして、規制基準を超過する現象が確認されております。e地点につきましての超過は、退店車両が駐車場出入口を越える瞬間をとらまえたことになっておりまして、対面のEにつきまして予測をしましたところ、規制基準を満たしているということと、こちらは県道の現況の道路交通騒音というところが支配的でございますので、実際には音に対する実生活への影響というものはほとんどないものと考えております。

一方、d地点におきましては、対面がD地点ということで2階建ての住宅になっております。こちらの住宅の世帯主様とは直近の近隣さんになりますので、事前に何度もお会いをしております。夜間に対する音については特に心配ないよということでお言葉をいただいておりますものの、実生活に影響が出るような場合には、遠慮なく申してくださいということで、調整を図っている次第でございます。

一方、交通でございますけれども、18ページに来退店の経路図を示してございます。本件につきましては1日当たり473台、ピーク1時間で68台の台数を見込んでおります。ドラッグストアという業態から考えますと、広域から多数のお客様を集めるというような性格の店舗ではなく、直近のお客様の日々のお買い物といったような来客層を想定しております中で、今回は2キロの商圈で計画をしております。

その中で18ページに示しております青丸3か所で交通量の調査ならびに解析を行いましたところ、地点2、戸賀町西の交差点の東側の流入、図面で言いますと、右下から入ってくる南東側の流入におきまして、交差点の交通容量比1.0を現況から超えているといったような現象が確認されております。

こちらにつきましては、現況はかなり右折の需要が交通量としてございまして、計画地の前面道路の県道を北進する、北東方向に進んで彦根の市街地に進むといったような

右折の車の需要があるところをごさいますて、現状でも60メートルほどの右折レーンが設置されているといった状況でございます。

事前の彦根警察署ならびに滋賀県警察本部様との協議では、こちらの交差点につきましては、できることは既にやっているという中で、今回の計画店舗で新たな交通負荷が生じる訳ですけれども、その負荷につきましては、現状の誘導計画でいきますと、1時間当たり2台ということでございますので、こちらの交差点につきましては、コスモスさんのインパクトというものは、現況の交通量の中ではそんなに大きくはないといったようなところで、開店後の様子を見ましようというような状況となっております。また、開店後の状況を見たところで、その原因がコスモスさんであるかということには、そこまで確実には言えないだろうというふうに言われている次第でございます。

その他、大店立地法に基づきまして、近隣説明会の方もさせていただきましたけれども、現在に至るまで、近隣様の方から直接の御連絡等はないといったような状況でございます。

以上のような施策をもちまして、本件につきましては周辺生活環境に影響が出ないよう、また少しでもその影響が小さくなるように注意しながら、営業させていただきたいと考えている所存でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○会長：はい。それでは、質疑応答に移りたいと思います。

(仮称)ドラッグコスモスベルロード店に関する質問は、すべてこの場でお願いできればと思います。

いかがでしょうか。

はい。

○委員：騒音についてお尋ねしたいのですが、e地点で77デシベルもありますね。

○設置者：eですか。

○委員：eです。この音源は、なぜ他に比べて飛び抜けて高いのでしょうか。

○設置者：先ほども申し上げましたように、eの基準値を超過している音源につきましては、自動車走行騒音、車が走行するときの音をこの瞬間でとらまえたという現象です。

○委員：普通の自動車ですか。

- 設置者：はい。音源のパワーレベルといたしまして、82デシベルを与えておりますので、eの予測地点上では、77デシベルといったような数字になってございます。
- 委員：それがE地点では、48デシベルまでに下がるのですか。
- 設置者：はい。音の物理計算上は、そのような結果になります。
- 委員：どれぐらい距離が離れていたか分かりませんが、計算は間違いないですね。
- 設置者：はい。
- 委員：それと、夜間、1つの出入口を封鎖されるのですか。
- 設置者：はい。
- 委員：いずれにしましても、かなり超えているところも多いので、9時半で閉店されると全く問題はないと思うのですが、そういうお考えはないのでしょうか。
- 設置者：通常時の営業時間につきましては、現在、最終決定をしようと思っておるのですけれども、大店立地法上は、1年間の中で1日でも営業時間を長くする場合にはすべて届け出るということになっておりますので、年末ですとか、特異的な事象・日におきましては、10時まで営業するという可能性が残っております。
- 委員：じゃ、普通のときは9時半までという。
- 設置者：通常営業は全店統一で、朝の10時から夜の9時までにはしているのです。
- 委員：そうですか。
- 設置者：はい。それで、この届出上は、年末年始の繁忙時期や、例えば消費税の増税の前の駆け込み需要とか、そういったものを懸念しまして、長めに届出をさせていただいておりますが、通常は9時で閉まります。
- 委員：そうなんですか。はい、分かりました。
- 設置者：御懸念の内容についてはクリアできていると思っております。
- 委員：はい、分かりました。
- 会長：よろしいですか。
- 他、ございませんでしょうか。
- はい、どうぞ。
- 委員：出入口②は、夜間閉鎖するということですが、具体的には何時に閉鎖されるのですか。

○設置者：実際の具体的な運用はこれからですけれども、考え方としましては、お客様の滞留時間の目安を定めまして、10時からその時間を前倒した、例えば9時20分から、コーンを置いて規制を始めるといったようなぐあいになると思います。

○委員：同時に、従業員さんの車両も出入口①の方に移動させるというふうに書いてあるのですが、それも結局、今おっしゃっているお客様の滞留の状態とかを見ながら、時間調整をするということですか。

○設置者：そうですね。

○委員：はい、分かりました。

○会長：よろしいですか。

他、ございませんでしょうか。

ちょっと私の方からも。10トントラックの荷さばきについては、7時以降に移すということをおっしゃっていただいたので、ちょっと安心したのですが、これはしっかり確実にできますか。6時台ですと、睡眠をとっている人が半分以上いる時間帯ですので、7時以降にさせていただくというお話をいただいたので、よかったのですが、確実にこの辺は実施いただけるかどうか。もう一度、一言、事業者さんの方からもおっしゃっていただけるとありがたいのですが。

○設置者：トラックの状況によって、本当に決まった時間に来られるかどうかは分かりませんが、なるべくそういう時間は外したいと思いますし、もし周りの住民の方からの御意見等があれば、時間帯の変更ですとか、そういったものもあわせてやらせていただきたいというふうに思っております。

○会長：ありがとうございます。

あと、出入口②ですけれども、右折での入庫も可能にしているということですので、この辺はしっかり交通整理員の配置と経路誘導看板の設置等、お願いできますか。

○設置者：はい。

○会長：この辺は交通事故の危険性もあると思いますので、交通整理員の配置とか、経路誘導看板等、きちんと対策を打っていただけるようお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○設置者：今ここに、駐車場の入口の看板をつける予定にしております、さらに注意喚起の看板ですね。ここは彦根中央中学校の通学路にもなっておりますので、そのあたり

中学校とも事前にお話もさせていただきました。そういった注意喚起の看板をつけること、それから周りがよく見えるようなミラーの設置とか、そういったところも今、行政も含めて協議中でございますので、そういった対策は、先生のおっしゃるように、十分にやらせていただきたいと思います。

○会長：はい。

それから、交通容量比1を超えている箇所がありますけども、先ほどおっしゃられたように、もともと超えているということで交通管理者の方もしばらく様子を見るということでしょうけれども、もし何か問題が起きた場合にはきちんと対応していただけるように、交通管理者とも調整をよろしくお願ひしたいと思います。

○設置者：はい。

○会長：私の方からは以上ですけども、他、ございませんでしょうか。

(仮称) ドラッグコスモス安曇川店 (法第5条第1項 新設)

○会長：それでは、他に質問がないようでしたら、続きまして、(仮称) ドラッグコスモス安曇川店、同じドラッグコスモス店になりますけれども、説明をお願いしたいと思います。

説明いただく方に入れ替えがございましたら、入退室をお願いいたします。

○設置者：1名、今、廊下で待機しておるはずですので、すみません。

(1名、入室)

○会長：それでは、ドラッグコスモス安曇川店の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いします。

○設置者：では、引き続き、ドラッグコスモス安曇川店につきまして説明させていただきます。

安曇川店の届出概要ならびに環境調査の報告につきましては、先ほど事務局から御説明があったとおりでございます。

補足といたしまして、本件につきましては既に建築工事を終了しております、建物の外観の写真を別添でお示ししております。そのような白色を基調としました店舗の色目になってございます。

本件につきましては、先ほどのベルロード店と同様ではございますけれども、まず音について、計画地周辺におきまして予測を行いましたところ、予測地点のb、c、dにおきまして、夜間の基準を超過しているという現象が確認されました。

そのうち、cにつきましては、77デシベルということで、先ほどのベルロード店と同じ現象でございます。駐車場出入口を出た瞬間の値をとらまえたという結果になっております。その他、b、dにおきましても、音の規制基準を超過させる原因といたしましては、場内の車両走行音ということになります。

本件につきましても、営業時間は夜の10時までで届出はさせていただいております。10時から10時30分までの退店車両の場内走行音をとらまえた結果となっております。

最寄りの住居位置におきまして、bに対応しますB地点が住環境として該当いたします。B地点につきましては50デシベルということで、規制基準を下回る結果が得られております。

また、C地点につきましても同様に50デシベルということで基準は満たしておる訳ですけれども、D地点、隣接境界におきましては規制基準55デシベルのところ、56デシベルということで、1デシベルの超過が確認されている状況となっております。

こちらにつきましては添付図面2、14ページを御覧いただけますでしょうか。

計画地と隣接境界のD地点で改めて予測を示しましたところ、55デシベルを1デシベル超過するという現象となっておりますけれども、このD地点におきましては、最寄りに住環境がありません。最も近い建物で西隣の学習塾ですとか、デイケアセンターの事務所が立地しておりますけれども、この建物につきましては、夜間の運用はない状況でございますので、最寄りの住居位置につきましてはかなり離れていることから、このDの超過につきましても、住環境への影響はないものというふうに考えております。

一方、交通でございますけれども、17ページ、18ページに来退店の経路を示してございます。本件につきましてもベルロード店と同様、半径2キロの商圈で検討いたしております。ピーク1時間当たり100台の来店車両を見込んでおります。

駐車場の出入口は、出入口2か所を用いまして対応するというところで、地元警察様、滋賀県警察本部様の方と調整を図っております。

これにつきまして、本計画地におきましては、国道161号を琵琶湖側から来る車と、山手側から来る車の大きく2つに分かれると。その中で前面の市道の交通量ならびに中央にゼブラ帯などがあることから考えまして、右折で入る車がゼブラ帯で待ったとしても、直進車はその横をすり抜けられるだろうといったようなことから、右折インやアウトを盛り込むような形で対応しようという運びになりました。

逆に、左折イン・左折アウト徹底でやりますと、実際のところは右折で入ってくる車が出現するのが目に見えている中で、そういうコントロールが難しいだろうということで、実際に起こり得る車の動きに沿った指導をしましょうということで、今のところ、経路が確定しているという次第でございます。

なお、荷さばき車両につきましても、先ほどのベルロード店と同様、朝の6時台に10トン車1台を計画しておりますけれども、これにつきましても時間をおくらすなど、調整を図ろうというような方針で、今のところ計画をしております。

説明会につきましても、近隣住民様にお越しいただきまして、その後、現在に至るまで、問い合わせなり御要望なり等はいただいている次第でございます。

以上でございます。

御審議、よろしくお願いいたします。

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思いますが、(仮称)ドラッグコスモス安曇川店に関する質問は、すべてこの場でお願いできればと思います。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：この店舗につきましても先ほどと同様に、通常の営業は10時から21時までという予定でございますね。

○設置者：はい、そのとおりでございます。

○委員：特別のときだけが22時までと。

○設置者：そうですね。そのように考えております。

○委員：分かりました。

それから、Dでオーバーしているというところですけども、恐らく介護施設は早く閉められるのだと思いますけど、学習塾が将来、もっと遅くまでなさるといようなことはないのでしょうか。

○設置者：こちらは、学習塾といいましてもソロバン教室でございまして、小学生が対象となっておりますので、夜間というのは、今のところないと思います。

○委員：将来も高校生とか中学生とかの対象ということは。

○設置者：いや、将来においてはどのような運営をされるかは分かりませんが、もし10時を超えるような時間帯で塾経営をされて、なおかつ、こちらの店舗の方でも10時を超えるといったような状況になれば、騒音の面として対応する必要があると思っております。

○委員：はい、よろしくお願いいたします。

○会長：よろしいですか。

○委員：はい。

○会長：じゃ、今のことに関連して、先ほどもそうだったのでですけども、年間何日ぐらい、22時まで営業をする想定でしょうか。日数的に年間で言うと。

○設置者：実績としては、22時まで営業している日数はほとんどございません。あるとすれば、イレギュラーなことで、要はお客様が退店されない、帰られないというケースのみ、10分とか15分営業を延長している場合がございます。

あとは、これもお客様が帰る、帰らないという状況ですけども、年末年始のところ、年末がどの小売業もお客が多くいらっしゃる時期だと思うのですが、この中で12月29日、30日、31日、この3日間がやはりどこも一番忙しいと思うのです。要はお客様がなかなか帰られないので、営業時間を延長するということは若干ございますが、定期的に年のうちに何回か22時まで営業するという事は、実績としてはほとんどございません。

ただ、前回、消費税が増税になったときに、やはり駆け込み需要で非常にお客様が混乱されていらっしゃいましたので、そのときには1時間ないしこの届出の内容にもよりますけれども、30分から40分、営業時間を延長してやったという実績はございます。

○会長：そういう消費税増税とかなければ、通常は最大でも、せいぜい3日間程度ということですね。

- 設置者：そうですね。
- 会長：そしたら、今後もその程度という前提でお願いできればと思います。
- 設置者：はい、考えております。よろしくお願ひいたします。
- 会長：他、ございませんでしょうか。
- 委員：先ほどいただいた写真は、これは彦根もそうなんですか。
- 設置者：はい。ほぼ同様で、彦根につきましてはピンクの薄目の仕上げになっております。
- 設置者：彦根城もある関係で、彦根の景観条例がございまして、そのピンクの色の濃さについて御指摘をいただいておりますので、この濃さを薄くしているという状況と、もう1つ、これは余談でございますけれども、彦根市の景観条例に御協力というような形で、要は屋根の軒のようなものが付いているところがあるのですが、それを協力してもらえないかということですので、若干、軒のようなものが出ています。それぐらいの違いでございます。基本的には白ベースに、薄いピンクのカラーということになります。
- 会長：よろしいですか。薄いピンクとは思えないのですけど。
- 設置者：それは薄いピンクではないのですけど、彦根の方は薄いピンクになっています。
- 会長：でも、こちらは割ときつ目ですよ。これは地元から御意見はなかったのですか。
- 設置者：特にございませんでした。
- 設置者：ちょっと印刷機の関係で、色が濃い目に出ているというのがあります。
- 会長：ちょっときつ目な感じがします。
- 委員：景観条例とかで、こういう色も面積とかにもよると思うのですけどね。
- 設置者：行政さんによっていろいろと、例えば壁面看板の平米数とか、もしくは色の濃淡、そういったものの景観条例の御指定がございまして、それにのっとった形でやらせていただいております。私どもがコスモス薬品というぐらいなので、コスモスの花の色をイメージしたコーポレートカラーになっております。
- 委員：よそで見るのはみんなピンクなので、ああ、ちょっと今度は違うんだなと思いました。

○設置者：はい。今回の店舗の外観のカラーも若干変更させていただきました。今までは全体がピンクだったのですが、今回は白ベースに、アクセントカラーだけピンクというようなところで、今後はすべてそのパターンに変えていく所存でございます。

○会長：他、ございませんでしょうか。

私の方から、もう一つだけ。出入口②もやはり右折インになっているので、ゼブラゾーンがあるから大丈夫だということでしたけども、やっぱり対向車と錯綜というのはあり得ますので、ここについても必要に応じて誘導員、交通整理員等をきちんと配置していただいて安全対策を打っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○設置者：はい、必要に応じて、そのような対策はとる所存でございます。

○会長：他、いかがでしょうか。

他に質問がないようでしたら、建物設置者の方には御退席いただければと思います。

どうもありがとうございました。

○設置者：どうもありがとうございました。

(仮称) マックスバリュ月輪店 (法第5条第1項 新設)

○会長：それでは、続きまして、(仮称) マックスバリュ月輪店の建物設置者からの説明をお願いしたいと思います。

本日はお疲れさまです。

(仮称) マックスバリュ月輪店の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いできればと思います。

○設置者：よろしくお願いたします。届出概要の方は既に御存じということで、確認だけですけれども、店舗面積としては2,651平方メートルございまして、2棟を建てまして、マックスバリュ様と、あとはテナントさんの建物を建てるという形の計画になっております。

営業時間については、朝の7時から24時までとしておりまして、それを前提に、交通ですとか騒音の検討をさせていただいております。

配慮事項を中心にとということですので、まず、交通の関係から御説明させていただきたいと思います。

お手元に届出書をお持ちかと思うのですが、別添図面3の配置図を付けておりますが、これで見させていただきますと、今回、計画地に対して出入口を3か所設置しております。南側と西側と北側、それぞれ3か所ございます。メインの出入口といたしましては、南側の出入口①の方を想定しております、こちらで左折・右折、それぞれ入庫を行わせていただきたいと思います。これにつきましては、前面道路の交通量と、また将来的な来店の交通量等から考えまして、この前面道路への影響に関しては軽微であろうと想定しております。

ただ、その歩道部分につきましては、通学路に指定されておるということもございまして、出口側の方、出庫部分に停止線、「止まれ」の表示、また、ハンプを設置して、歩道に飛び出すことはないような形で配慮していきたいと。また、今、この歩道に街路樹が植樹されておるのですが、適宜それを撤去させていただいて、出口からの見通し等、これらを確保していきたいと考えています。

この出入口は大型搬入車が入出庫するため、切り下げ幅としてはちょっと広くっておりますけれども、場内の方は車路の幅を狭めまして、スピードが出ないように配慮させていただいています。また、このところに出入口があるということを分かりやすくするために、ここに駐車場等の看板、また歩道縁石部分のカラー化を行いまして、周知していきたいと。また、オープン日等、必要に応じて交通整理員は配置して、誘導をさせていただきたいと思えます。

次に、西側の出入口②の方ですけれども、こちらは前面の道路がバイパスの側道になっていまして、北から南が一方通行となっておりますので、こちらは必ず左折で出ていただかないといけないということもございまして、路面表示で左折の矢印、それと出口部分に左折出庫で出ていただきたいという御案内の看板を設置したいと思えます。こちら歩道に車が勢いよく出てくるのを防ぐために、「止まれ」の表示、停止線、あとハンプを設置して誘導していきたいと考えています。また、オープン日等は交通整理員を配置して、歩道の縁石カラー化等は、出入口①と同じような形でしっかり配慮して、安全を確保していきたいと考えています。

北側の出入口③については道路も狭いところがございますので、近隣の方の利便性を考慮して設置させていただきました。こちらについてはチラシ等で、北側に出入口があるので、こちらから来ていただきたいというような御案内はしないという方向で考えて

います。あくまで近隣の方に対しての出入口という形です。現在、この出入口③のところは、狭小な里道が通っておったのですけれども、こちらについては用地等を提供して、幅員を6メートルに拡幅して、安全に通行して、出入りしていただくような形で配慮しております。

また、出入口③から東側の方については、まだその里道等は狭小なままですので、出庫する車両等については、左折でしっかり出ていただくように御案内したいと。こちらでも看板等で御案内していきたいと思っています。

場内ですけれども、歩行者の動線に配慮いたしまして、青の破線で表示して歩行者の通路を設置しております。これと車道の交錯する部分には横断歩道状の路面表示を行いまして、安全を図っていきたいと考えています。

全体的な敷地の周囲の交通の流れにつきましては、今、御説明したような出入口を運用させていただきますので、この敷地の南西角、京滋バイパスの下になるのですが、その交差点で現況の交通量を調査させていただきまして、また来店車両の台数等も含めて、将来予測をさせていただきました。その結果ですけれども、将来的にはすべての交差点、すべての路面・車線で混雑は発生しないというふうに予測しております。当然、開店後にそれらに何らかの問題があった場合には、しっかり対応していきたいと考えています。

続いて、騒音ですけれども、別添図面3の1枚前に戻っていただいて、別添図面2に周辺見取図兼用途地域図兼予測地点図を付けておりますけれども、計画地自体は準工業地域に指定されております。南側道路の反対側については、第1種住居地域という形です。それぞれ各方向に住居が立地しております、予測地点としてA、B、C、D、Eの5地点を選定しております。また、配慮としまして、東側のE地点の方に車路の横に住居が近接しているというところからも、車路の横の部分に高さ1.5メートルの遮音壁を設置して、騒音の軽減を図りたいというふうに考えています。

騒音の予測結果ですけれども、A、B、C、D、E、住居位置の等価騒音レベルの予測です。総合的な騒音の予測につきましては、すべて昼間も夜も環境基準を下回る形となっております。

逆に、敷地境界で発生する騒音ごとの最大値の予測、夜間につきまして、a、b、c、d、eと5地点で行いましたけれども、a地点、c地点、d地点につきましては、車両

走行音の影響で規制基準を超過しております。特に、a地点とd地点につきましては出入口の部分になっておりますので、そちらを走行する車両で、どうしても超えてくるといふ形になります。

それに対して、実際にお住まいの影響を受ける保全対象となるA地点、C地点、D地点の住居の位置で予測いたしましたところ、すべて規制基準を下回る値となっておりますので、騒音については著しい影響はないというふうに判断しております。

また、それとあわせて、店舗から発生する荷さばき作業を静かにするとか、そういった形の騒音低減意識を従業員に徹底するなど騒音の減少に努めまして、アイドリングストップを駐車場の来客の皆様呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

それでも、当然オープン後のいろいろな状況を見まして、周辺の方々から御苦情等いただいた場合には、状況に応じてしっかり真摯に対応していきたいというふうに考えています。

その他の配慮事項といたしまして、パース図のようなものを先ほど事務局の方からお配りいただいたと思うのですが、これは建物完成予想図ですけれども、景観や広告物等、大津市の方の指導要綱等をしっかり考慮いたしまして、市の景観部局と協議して進めてまいりたいと考えております。

防犯面ですけれども、店舗の閉店後はそれぞれ駐車場の出入口を閉鎖しまして、駐車場内に不審者等が入ってこないような形で運営したいと。また、建物内だけでなく、駐車場内にも防犯カメラを設置いたしまして、防犯面につきまして十分配慮していきたいというふうに考えています。

また、事前に地元自治会さんですとかに御説明させていただいておりますし、立地の説明会もしっかりやらせていただきましたけれども、出店に関しての反対意見は特にございませんでした。

以上、配慮事項の説明を終わらせていただきます。

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思いますが、（仮称）マックスバリュ月輪店に関する質問は、すべてこの場でお願いできればと思います。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：廃棄物の保管施設についてお伺いしたいのですが、保管施設①②③の3つは別添図面3から容量も確認できますし、位置も確認できるのですが、資料の保管容量のところ、店舗1、3、4を合わせての予測量と保管の計画容量が書いてあるのですが、その4に当たるものがちょっと見当たらないのですが、教えていただけますでしょうか。

○設置者：廃棄物保管施設①②③とございまして、①②がマックスバリュ棟といいますか、店舗1と3と4の方が合わせて廃棄物保管施設①②を御利用していただくような形の計画です。その廃棄物保管施設③の方が店舗2の方が御利用いただくという形で計画しております。

それで、店舗4の場所ということですか。

○委員：保管施設をどの店舗が共用しているのか、それとも、それぞれの店舗で個別に運用するのかというところの関係もあるのです。そここのところの関係性がよく分からなかったというのがあり、それで店舗4に当たるものが見当たらないのですが、推測すれば、共用しているようなことは分かるのです。

○設置者：廃棄物保管施設の容量の算出につきましても、店舗1番と3番と4番の面積を合わせただけの分に対しての必要量を確保するという形で考えております。

○委員：店舗1番と3番と4番のための保管施設を合わせて、19.6立米の計画をしているということですか。

○設置者：廃棄物保管施設①の6.8立米と、②の12.8立米を合わせますと、19.6立米になるという、そういった形ですね。

○委員：分かりました。

つまり、店舗1、3、4の分の保管施設を共用して使うということですか。

○設置者：そうです。そういう形でやらせていただきます。

○委員：分かりました。

それと、もう一つ、よろしいでしょうか。ごみの内容ですけれども、こういった種類のものが多くなるのでしょうか。

○設置者：お店から出るごみですね。

○委員：そうです。大体多いのは。

○設置者：食品スーパーマーケットですので、残渣物が一番多いのかなと。あとは段ボールですね。確かに折りたたみコンテナでの配送も多くなっているのですが、メーカーさんからペットボトルなんかは段ボールで来ますので、段ボールは有価として買い取っていただいて、残渣は残渣だけ分別してリサイクルの業者さんに出すと。ですので、一番多いのは残渣、その次に段ボール。あと、廃プラですね。ペットボトルの周りにかかっているようなパッケージとか、そういう商品を包装しているフィルムが多くなると。隣のドラッグさんですと、段ボールと同じように商品包装のフィルムなんかは主になっています。あと、テナントさんについては、ほとんど出ないという状況ですので、一番多いのは残渣になります。

○委員：分かりました。

その際、資料の方、これは保管施設が屋外ですね。

○設置者：いや、一応建物の中に取り込むような形になっています。

○委員：屋外に建物を建てる。要するに、保管庫の状態を知りたいのです。ふたがついてあるかどうかとか、そういうことです。

○設置者：それは、今、図面の方を見ていただいていると思うのですが、この荷さばき施設①というのは屋外ですね。その隣に水色で囲ってしまして、廃棄物保管等施設①②が並んでいますけども、この保管施設は建物の中。

○委員：中に、きれいに入っているということですね。

○設置者：建物の中なので屋根も壁もしっかりあって、外部に散乱等、臭いとかもないと考えています。

○委員：分かりました。ありがとうございます。

○設置者：補足ですけど、残渣については、一応冷蔵施設がついておりますので、冷蔵庫になります。

○委員：ありがとうございます。

○会長：店舗と廃棄物保管施設の対応番号の整合がとれているということでよろしいですね。

○委員：はい。

○会長：それじゃ、どうぞ。

- 委員：騒音についてお尋ねしたいのですけれども、e地点が、夜間ですけれども、基準値と全く同じレベルになっていまして、先ほど遮音壁を設置するというお話がございましたけれども、これは遮音壁を設置した後の予測値になるのでしょうか。それとも、設置しない状態でしょうか、どちらでしょうか。
- 設置者：これは予測としては、遮音壁を設置した状況です。
- 委員：設置した状況で。
- 設置者：はい、そうです。
- 委員：かなり厳しい値ですね。
- 設置者：こちらの方については、近くに家が立地していますので、できるだけ小さくするという事で遮音壁を付けさせていただいて、住民の方にも御説明させていただきながら進めていきたいというふうに考えています。
- 委員：本当にこの店舗の敷地と隣接している訳ですね。そして、eもEも同じ場所になっているという状況で、遮音壁はこの住宅のあるところをずっと、みんな付けられるのでしょうか。
- 設置者：そうですね。一応、その車路の横のところに住居がある部分に対しては、遮音壁をずっと付けさせていただいて、直接路面等の音がいかないような形にさせていただこうと思っています。
- 委員：そして、高さはどれぐらいの予定ですか。
- 設置者：遮音壁は1.5メートルです。
- 委員：1.5メートル。この辺の住宅は？
- 設置者：2階建てですね。
- 委員：2階建てですか。
- 設置者：はい。
- 委員：じゃ、ちょっと低いんじゃないでしょうか。
- 設置者：コストとの兼ね合いで、ぎりぎりぐらいの高さでやらせていただきたいと考えています。
- 委員：はい。検討をよろしく願いいたします。
- 設置者：はい、ありがとうございます。
- 会長：よろしいですか。

他、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：大津市からの要望のところにあった青少年の健全育成の見地からの具体的な防犯対策というのは、先ほどおっしゃった防犯カメラとか、他に具体的に言われたときに何かあるのですか。

○設置者：その辺に関しては、防犯カメラも我々もむやみに付けるということではなく、これは地元自治会の皆さんからの御要望もありまして、駐車場とか店舗周辺の通路とか、そういったところへ設置すると。

かつ、所轄の警察と連携をとりまして、「生活110番」という名前で、地域の防災・防犯等が起こった場合は私どもの店に電話をいただきまして、即、警察の方へ通報すると。そういうふうな方策を既存の店でもっておりますので、そういう方法を考えております。そういう話を大津市さんの市民部の方には提案をさせていただいております。

○委員：はい。

○会長：よろしいでしょうか。

他、ございませんでしょうか。

私の方からも少し。出入口①については、右折インと右折アウトを可能としているということですね。これについては、しっかり必要に応じて交通整理員の配置等をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○設置者：まず、開店時は当然のことながら、交通整理員を付けさせていただいて、一、二週間ぐらいは必ず付けるということで考えています。その後、そのときの交通の状況ですとか、お客さんの人数とか、歩道を通行される方とか、その辺の状況を考えた上で、問題ないようであれば、そこは外していかせていただいて、状況を見ながら検討させていただきたいと思っています。

○会長：そこは、よろしく願いいたしたいと思っております。

それから、交通容量比の0.8が0.9になるところがありますので、この辺も交通管理者とまた必要に応じて相談をして、対策等を調整いただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○設置者：はい、分かりました。開店後は当然、その周辺道路等の影響もありますので、所轄の方とも連携をとりながら、その辺もしっかり、影響が少なくなるような形で運営させていただきたいと思います。

○会長：それから、荷さばき時間ですけれども、荷さばき施設①については、朝の6時から7時に10トン車1台ですか。

○設置者：はい。

○会長：それから、②が1台というのは、これは10トン車であるかもしれないということですか。

○設置者：開店時ですと、10トン車が両方ともという可能性はあるのですが、まず1台の10トン車でいけるのかなという想定のもと、若干、積み残し等になりますので、10トンで積み残し分ですので、基本は4トンの構想で今は考えています。

○会長：6時から7時台は、まだ睡眠をとっている方が半分前後いるというデータもありますので、10トン車については6時台じゃなくて、できるだけ7時台の方にシフトしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

基準としてはクリアするのですが、実際上、寝ている方がたくさんおられるということで、その辺、努力いただけないでしょうか。

○設置者：各地域でほぼ6時からさせていただいている中で、極力、音を立てないという配慮をしながら、基本6時を守りながら、近隣から事実、申し出のある店舗もございますので、その辺は例えば10トン車をやめて4トン車にせざるを得ないというのは、事象が出てきた時点でまた考えていこうかなというふうに、今は考えております。

○会長：その辺は十分よろしくお願いします。

○設置者：オープンする前、委員の先生がおっしゃったように、これはあくまでも予測値でいっていますので、我々も地元の皆さんとの関係は、やっぱりいい関係でいたいものですから、オープン後もその騒音のみならず、いろんな御意見を賜りながら、特に自治会が中心になると思うのですが、対応させていただこうと思っています。これは自治会の方にもそういうふうに伝えてございます。

○会長：地元の意見なんかを積極的に聞き取って、対応をお願いしたいと思います。

他、ございませんでしょうか。

どうぞ。

○委員：ちょっと細かいところになるかもしれませんが、今日いただいたパースの図のところ、このパースの図の右下の方、三角形の緑地帯よりもまたさらに右の方に駐車場のよう絵が描かれているのですが、これは実際とは違うということですか。この敷地の図とかを見ていると、この三角形の緑地のところで敷地は切れているのかなと思うのですが。

○設置者：そうですね、敷地としてはその三角形の緑地のところで切れて、今は平になっていまして、ここは実際には高低差、段差があるので、駐車場の絵を描いていますけども、これは別にお客さんの駐車場とは全然関係ない形です。

○井上委：敷地外ですか。

○設置者：敷地外です。

○委員：あと、出入口③のところ。一般の方の広くには周知せずに、御近所の方専用で設けているということですが、一応、車で来ることも想定した出入口ということでもろしかったですね。

○設置者：はい。一応、車も入れるような形でちょっと広げさせていただいて、やらせていただこうと思っています。

○委員：はい。図面の見方で、この地域の状況とか道路の高低差がよく分かっていないのですけれども、北側の方ですか。

○設置者：北側の方が高くなっていて、ずっと南へ下がっているような感じですね。

○委員：市道の4622号線とか幾つかある分は、何か側道とか、出入口③への道がどういうふうになっているのか、地図上でよく分からないのですけれども。

○設置者：御説明させていただくと、真ん中の市道4621号線というのが京滋バイパスのアンダーパス、下を通って来るやつですね。市道4622号線と書いてありますが、これがバイパスからこの側道の横を通って入ってきて、出て行くルートになっています。

○委員：出入口③に入ってくる車が通る道というのは。

○設置者：基本的に、そのアンダーパスのところですね。

○委員：分かりました。

すみません。もう1点。別添図面3のところ、廃棄物保管施設①②とか、荷さばき施設①と、文字が書いてあるところ、今は多分、田んぼか荒地かよく分からないのですが、住宅は建っていないところかと思うのですが、もしかして将来的にこういった場

所にも住宅とかが建ってくる可能性はあるのかもしれないのですけれども、その際にまたそういったことが起こった場合には、地元の方とかと調整されるとか、そこで何らかの騒音の問題等が起こった場合には、ちゃんと御対応されるということによろしかったですでしょうか。

○設置者：そうですね、今の時点では何とも言えないですけども、住居等になった場合に、そこにお住まいの方とは良好な関係を築いていくような形で、当然運営していきたいと思えます。

○委員：はい。ありがとうございます。

○会長：確かに、騒音の基準点のとり方が、田んぼのところもとった方がよかったんじゃないですか。大丈夫ですか。

○設置者：現時点で一番影響を受けるところで、東側ではE地点の出入口横の、さっき先生から御指摘のあった住居が立地しているところが車の出入りもありますので、音の影響が一番大きいかなと思います。

○会長：今は立地していないから、とらなかつたということですか。

○設置者：とらなかつたのもありますし、東側については、影響を受けるのはやっぱり出入口の横のところかなと。それで、荷さばき等の影響についてはA地点の方が位置的には近いので、そっちの影響をそこで判断できるかなと考えています。

○会長：将来、住宅ができた場合に、どうなるかという予測はしておいた方が、より親切だったと思います。

他、ございませんでしょうか。

なければ、これで質疑応答を終わりたいと思います。建物設置者の方には御退席いただければと思います。

ありがとうございました。

○設置者：ありがとうございました。

バロー大津茶が崎ショッピングセンター（法第5条第1項 新設）

○会長：それでは、続きまして、バロー大津茶が崎ショッピングセンターの建物設置者から説明していただきたいと思えます。

本日はお疲れさまです。

バロー大津茶が崎ショッピングセンターの新設届出について、周辺地域の生活環境の影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いできればと思います。

○設置者：では、説明の方、入りたいと思います。

本計画、店舗の概要に関しましては、事前に事務局より御説明をいただいていることですので、今回は交通関係また騒音関係を中心に御説明をいたします。また、届出後の各課協議の中で進展のありました茶が崎交差点の信号設置についても、御説明をいたします。なお、オープンに関しましては、本年12月を予定いたしております。

それでは、交通関係です。まず、交通量調査結果について御説明をいたします。お手元の概要資料では、48ページのNo.5になろうかと思えます。出店に際し、店舗周辺の3交差点にて調査を行いました。調査箇所は皇子が丘東交差点、それから茶が崎交差点、尾花川北交差点です。ピーク時の来店台数は185台を想定しております。

結果といたしましては、上記3交差点とも出店後の交差点需要率は0.9、交通容量比は1.0を下回る結果を得ましたが、前面の国道161号の交通量が多いことから、茶が崎交差点の出入口の交通処理に関しては、県警本部および滋賀国道事務所と継続協議を続けてまいりました。本日は、その結果を御報告いたします。

この茶が崎交差点ですが、計画地は以前ホテルが営業を行っており、茶が崎交差点部の出入口は既存の出入口、従来からの出入口の利用となります。ホテル営業時、敷地から道路に向けて赤点滅信号が設置されておりました。ホテル閉館後は、一時信号撤去されておりましたが、本計画、店舗開店時には赤点滅信号に戻るとの想定で協議を進めてまいりました。

その中で、南エリアからの来店車両に関しては、国道の交通量が多いこと、またリバーシブルレーンであること、出入口前を通過される歩行者の安全確保の観点から、茶が崎交差点での北進右折入場を避け、手前の尾花川北交差点を経由した東進直進入場の誘導を行うよう指導がありましたので、届出の迂回経路による誘導計画にて本届出を行いました。

その後も、警察本部と協議を重ね、最終的には店舗側から見た場合でも、赤点滅信号ではなく、通常の色信号設置を行うことで協議がまとまりました。また、それに伴い、茶が崎交差点前の歩道は歩行者用の信号設置の上、横断歩道を設置いたし

ます。結果、南からの来店車両に関しては、迂回経路を利用せず、茶が崎交差点から右折入場を行うことで御了解を得ております。

ただし、オープン期間中は混雑が予想されますので、当初予定の尾花川北交差点を利用した迂回経路の案内を行う計画です。迂回経路に関して地元説明会の際に、自治会長様より当初の迂回経路は通学路に設定されているため、利用を避けるよう御意見を頂戴しましたので、もう1本西の皇子山球場前交差点を利用した迂回経路を利用する方向で現在は計画をしております。

最後に、万が一、信号設置が間に合わない場合は、迂回経路にて交通誘導を行うとともに、茶が崎交差点への常時交通整理員の配置を行ってまいります。

交通関係に関しましては、以上です。

続きまして騒音対策、お手元の資料の図面でいきますと、49ページの資料No.5となります。騒音対策について御説明をいたします。営業時間は9時から21時30分までを基本としますが、雑貨店のみは22時まで営業いたします。

騒音の予測結果ですが、まず、等価騒音レベルについては周辺の7か所で予測を行いました。昼間の等価騒音レベルは、すべての予測点において基準値60デシベルを下回ります。夜間は22時以降でございますが、閉店後ですので、騒音源は一部機器の騒音となっております。こちらについては、予測点Bにおいて54.3デシベルとなり、基準値50デシベルを上回る結果となりました。原因は当予測点前に設置してある24時間稼働の冷凍機の室外機の騒音です。ただし、当予測点前はパチンコ店の駐車場敷地であるため、騒音の影響は小さいと考えております。

夜間の騒音レベルの最大値についても、敷地境界線上の6か所で予測を行いました。こちらは予測点aにおいて規制基準値55デシベルを上回ります。この理由に関しましては、夜間2時台に1台予定しております夜間の搬入車両の走行音でございます。こちらにつきましても、パチンコ店の駐車場敷地であり、前面に夜間交通量が見込まれる国道がありますので、周辺への影響は軽微であると考えております。ただし、万が一、周辺住民から苦情を頂戴した場合は、話し合いを持ち、誠意ある対応を行ってまいります。

続きまして、防犯対策です。防犯対策につきましても、店内各所に防犯カメラを設置するほか、店舗の軒下等にも設置し、駐車場の出入車両、また場内駐車車両および駐輪場の監視を行ってまいります。

景観対策、緑化対策です。緑化対策につきましては、敷地周辺の緑化を行ってまいります。また、景観につきましては、市の景観計画に従い計画をしております。

以上、簡単ですが、説明を終了させていただきます。

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思いますけども、（仮称）バロー大津茶が崎ショッピングセンターに関する質問は、すべてこの場でお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

はい。

○委員：騒音関係についてお尋ねしたいのですけれども、搬入の車両で2時から3時、先ほど2時というお話でしたけど、10トン車という大きな車を使われるというのは、なぜわざわざこの時間にしないといけないのですか。もう少し夜間にかからない時間にしていただく訳にはいかないものでしょうか。

○設置者：今の御質問は、夜間に10トン車という大きな車両の搬入をなぜ行うのかということですね。

それに関しまして、当社の物流の仕組みと連動している部分があるのですが、昔の搬入形態というのが、問屋様、それからメーカー様から個別に商品を営業時間中に納品している。いわゆる4トン、2トンという、10トンではないのですけれども、それでもかなり大きい車両で日中に何十台も納品しておりました。

ただし、そうしますと、日中、お客様と一般車両との交錯というのがやはり問題になってまいりまして、当社はそのころから物流センター構想の中で、納品回数を何とか減らしていこうと。これは一般車両との交錯を防ぐという目的もありますし、また経営効率を高めていく目的もございまして、各メーカーさん、問屋さんから個別に納品するのではなく、一旦、物流センターに商品を集め、そして一気に持ち込んでしまうという体制を整えております。

日中に、さすがに10トン車を配置いたしますと影響が大きいということで、影響の少ない車両として、交通の影響を及ぼす時間帯でない時間を選んで2時台ということになっておりますが、やはり騒音の要因ともなりますので、交通の問題、騒音の問題とバランスをとりながら、現在は進めております。

以上です。

○委員：大幅に基準値を上回るようになりますので、その辺は少し早い目に小さな車で分散するとか、他の交通との関係もあるのでしょうかけれども、もうちょっとお考えいただきたいところがございます。

○設置者：ありがとうございます。

補足いたしますと、このトラックに関しては自社物流を使っておりますので、夜間配送に関して、この基準値のオーバーというのは、ある一定のルールに基づいて算出されておりますが、時速を落としていきますと物流車両のタイヤの走行音も当然落ちてまいりますので、まずもっては、そのトラックを運転するドライバーに対しての教育を毎回徹底しております。

万が一、そのトラック走行音に関して、やはりうるさいということが出た場合は、納品をやる、やらないも含めて、また対応を今後考えてまいりますので、現在のところは、これで一度進めさせていただきたいというふうに考えております。

○委員：ぜひ御検討をよろしく願いいたします。

○設置者：はい。かしこまりました。

○委員：それから、環境騒音の方で、B地点で設備機器のために上回っていると。これは設備機器の位置をもう少し、関係のないところに移すとか、そんなことはできないものでしょうか。

○設置者：今の御質問は、B地点における冷凍機の騒音がオーバーしているが、これを何とか騒音の影響のない場所に移動することができなかつたかどうかですね。

○設置者：設備機器等に関しましては、事前に周辺の住宅の立地状況等を鑑みて判断しております。できるだけ敷地境界から離すという考えのもとに、今回、屋上に上げておる室外機とかがございます。

こちらに冷凍機を並べたというのも理由がありまして、こちらにマンションを建設中ですので、できるだけマンションから離すということで、マンション側ではなくて、パチンコ店側に並べさせていただいたということです。お互い商業施設なものですから、住民さんへの影響ということを考えて、C地点でも予測しておりまして、こちらでは基準値をクリアしますので、そういった考えのもとで、こちらに並べました。

実際、ここでオーバーするのですが、パチンコ店の駐車場なので住民の方への影響は少ないと、現時点では思っております。ただ、マンションさんができた後に、冷凍機の

音がうるさいとか、そういったことが万が一あったときは、バローさんはどの店もそうですけども、真摯に対応されていて、追加で防音壁を付けたらとか、そういったこともされています。それは現時点で問題ないと思うのですが、もし万が一、何かあれば、真摯に対応させていただくということにさせてもらっています。

○委員：独立のマンションが高層とかであれば影響の可能性も出てくるかと思えますし、そして「軽微である」という表現を使っているのです。やはり基準値をオーバーしていますので、軽微ということは言葉としてあまり使っていただきたくないと思います。その次も同じですね。夜間最大値のa地点、これは先ほどの搬入車両ですよ。先ほどと同じことで、御検討いただきたいということと、同じく周辺環境への影響は軽微であるという表現があるのですけれども、55デシベルに対して73.8デシベルで、「軽微」という言葉はやはり使っていただきたくないと思います。それとともに、こんなレベルにならないようにちょっと御検討いただきたいと思います。

以上です。

○会長：はい。

今の軽微という表現とか、そういうことについていかがですか。

○設置者：夜間搬入もそうですけど、全部のお店で夜間搬入をやる訳じゃないのです。住宅に近いようなお店は夜間搬入を避けたりしております。

このお店につきましては、夜間も交通量が多い国道がある、生活周辺は商業施設であるという状況を考えたときに、夜間搬入をする理由としましては、先ほどの物流効率というものもありましたけど、要は日中だと渋滞にはまってアイドリングの時間が長いとか、その分、NOxが出るとか、そういった別の環境面の問題もありますので、夜間搬入は効率よく、しかも環境汚染物質も少なくできますので、やれるところはやりたいなという考えでおります。

だからと言って、オーバーしていいとは申しませんが、周辺の状況等総合的に考えた場合には、このお店に関しては周辺の影響は小さいんじゃないかというふうに考えています。で、先ほど申しましたように、最後に、もし苦情等いただいた場合は、誠意をもって対応させていただくという方針で考えております。

○設置者：説明しましたのは私ですので、大変申し訳ございませんでした。

軽微という言葉の捉え方につきましては、ちょっとぐらいオーバーしたから軽微だというふうには考えておりません。ただし、その地点におけるさまざまな音の中での基準値かなということではちょっと使ってしまったのですけれども、決して事業者としてちょっとだからいいよというふうには全く思っておりませんので、その点については、どうぞ御安心ください。また、今後、言葉の使い方については検討を重ねてまいります。すみませんでした。

○委員：はい、分かりました。

○会長：10トン車については、実際の状況に応じて4トン車にしたいとか、騒音等問題が出た場合には、そういう変更を柔軟に対応するということがよろしいのですね。

○設置者：夜間の話ですね。

○会長：夜間もそうですね、10トン車については。

○設置者：はい。

○会長：他、ございませんでしょうか。

私の方から。先ほど、オープン時は迂回ルートを使うということで交通管理者とも調整して、かつ努力をされて頑張っておられるということで敬意を表したいと思うのですが、ただ、ここは中央線の変移システムなんかも導入していたりする難しいところで、交通量も多いところですので、実際問題やってみると、いろんな問題が起きるかもしれないということで、その辺は注意深く実際の状況を見ながら柔軟に対応いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員：すみません。よろしいですか。

先ほどの迂回路ですけど、1つ手前の信号は何でしたか。

○設置者：尾花川の交差点です。

○委員：その交差点では、どういう御案内をされるのですか。チラシか何かでということですか。

○設置者：（地図ボードを示しながら）まずは、オープンチラシに経路を記載するのと、あとは、このあたりに手持ちの看板で誘導員を立てまして、「バローはこちら」という看板で周知させていただいて、ここで曲がっていただくように案内したいと思います。

○委員：ただ、店舗に行くにはどこが近いかわっている人は、その次の交差点のところを曲がってしまいますよね。

- 設置者：次の交差点も同じですね。要は、ルートに関しては、できるだけこのルートで来ていただけるように各所に誘導員を配置しまして、御案内したいと思います。
- 会長：我々も聞き逃したかもしれません。オープン時は何日間ぐらい。
- 設置者：通常ですと、金曜日にオープンいたしまして、オープンチラシにつきましては、金・土・日の3日間を主に予定しています。
- 会長：だから、状況に応じて、またさらに延長したいということもあり得ると。
- 設置者：非常に御好評いただける場合に関しては、まずはアクセスをスムーズにさせることが第一ですので、それに関して警備は延長する等々、運用面で変更していきます。
- 委員：そのオープンのことですが、先ほど12月ごろというお話でしたけれども、今現在、まだまだ工事があまり進んでないように思いますけれども、12月でも、大体どれぐらいの時期なんですか。
- 設置者：本日、建築担当が来ておりませんので、詳細の建築の進捗状況についてはお答えしかねますけれども、今のところ、私の方に入ってきている情報としては12月、これは年末に入りますと、正直、交通混雑がありますので、企業としても年末のオープンはとてもできません。したがって、中旬までにオープンできない場合は、変更の可能性もあるのですが、今はその中旬までなら、ということに進んでいるということは聞いています。下旬に入ることはありません。その場合はオープンしません。
- 委員：はい、分かりました。
- 会長：例えば1月とかに。
- 設置者：1月の頭もしません。混雑しますので、落ち着いてからということになります。これも工事の進捗次第で関係してまいります。
- 会長：よろしいでしょうか。
- 他、いかがでしょうか。
- それでは、他に質問がないようでしたら、建物設置者の方には御退席いただければと思います。
- どうもありがとうございました。
- 設置者：どうもありがとうございました。

(仮称)風の街Ⅲ (法第5条第1項 新設)

○会長：それでは、続きまして、（仮称）風の街Ⅲの建物設置者から説明をお願いしたいと思います。

今日は、お疲れさまです。ありがとうございます。

（仮称）風の街Ⅲの新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いできればと思います。

○設置者：本届出につきましては、店舗面積が1,000平米未満の既存店と、住宅展示場が一体となった敷地の中に住宅展示場を移転しまして、その跡地に新店舗を立地するものです。既に御説明があったかと思いますが、新設店舗は、今日、立面図もお渡ししましたけれども、他で営業中の既存のユニクロ店が移転するものです。

まず、交通環境への影響ですが、交通量の予測として、新規店舗ユニクロ店が出店することにより、ピークの時間で、1時間約50台の新規の交通量が発生いたします。あと、周辺道路の交通量が増加いたしますので、その影響について予測しました結果、交通負荷は高まりますが、資料にもございますが、交差点飽和度は1.0、交通容量比が1を下回っていますので、出店後における交通処理は十分可能と考えております。

交通安全への配慮ですが、駐車場内の出入口付近では視距や駐車場の車両幅員を確保いたしまして、特に交通量が集中します県道側の出入口と東側の出入口①、②はイメージランプを設置しまして、歩行者や来店客の安全に努めます。オープン時や繁忙期には、状況に応じて駐車場出入口には交通整理員を配置いたします。交通量が多い県道側出入口①は左折イン・アウトを基本として、矢印の路面表示や左折誘導、右折抑制の看板により周知を図ることといたします。あと、地元説明会におきまして、周辺生活道路に、周辺の店舗も含めまして来店車両の通過交通が高速で走行するという事で、抑制するよう御意見がございましたので、通過交通走行抑制の看板を設置する計画です。

次に、騒音の影響についてですが、店舗運営に伴う各種騒音の影響について予測いたしました結果、等価騒音レベルにつきましては、昼間、夜間の時間ともに環境基準を下回り、周辺住民への生活環境の影響は軽微と考えております。一部店舗におきまして夜間の営業がございましたが、夜間における騒音レベルの最大値の予測につきましては、自動車走行騒音が敷地境界で規制基準値を上回る箇所がありました。西側の住宅地付近で

すが、保全対象となる住宅の壁等で予測した結果では、規制基準を下回る結果となりました。これらの住宅につきましては、事業には比較的協力的な方たちです。

以上より、生活環境に著しい影響はないと考えられます。また、これまで苦情等はいただいておりますが、苦情等が発生した場合には誠意をもって対応いたします。騒音影響の配慮につきましては、アイドリングストップ等を看板等で呼びかけるとともに、ユニクロさんの閉店時間は22時ですので、新店舗敷地内の駐車場につきましては閉鎖いたしまして、夜間の騒音発生を抑制いたします。

そのほか、店舗から発生する廃棄物につきましては、各店舗の業態から大量に発生するものではございませんが、保管庫により適正に管理し、許可業者に委託いたします。

駐車場を含む敷地全体の管理は、敷地内に設置者である滋賀不動産の事務所がごさいますので、設置者が行います。防犯対策についても、基本的に設置者の滋賀不動産がいたします。駐車場で迷惑行為や不健全な行為が発生した場合には、設置者が、あるいは発見した店舗従業員が設置者に連絡して、注意あるいは警察等関係機関に連絡して対処いたします。

最後に、景観につきましては、建築物の基準上、長浜市の景観条例の届出は必要ございませんが、一応、都市計画の協議の中で景観の話については特に御指導はございませんでした。屋外広告物につきましては、長浜市の御担当課から、基準はありませんが、派手な色彩は避けてください、彩度はできるだけ抑えてくださいというような御指導はいただきまして、そのように対応いたしました。

以上で、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○会長：はい、ありがとうございます。

それでは、（仮称）風の街Ⅲに関する質問は、すべてこの場でお願いしたいと思えます。

質問はございませんでしょうか。はい。

○委員：廃棄物の保管期間ですけれども、さきにいただいた資料では、生ごみが7日間の保管日数で書いてあるのです。大抵、他の店舗さんは大体一日で回収されるのですが、7日間で冷蔵庫とか冷凍庫とか、何かそういう設備がございますでしょうか。

○設置者：当該敷地の中では、ほっかほっか亭さんの調理屑ぐらいですかね、生ごみが考えられますのが、基本的にお弁当などは持ち帰りということですので、量は出ません。

一応計画として七日ということですが、保管庫と今おっしゃいましたように、生ごみについては生ごみ庫ということで管理しておりますので、量的にも大したことがないので大丈夫かなということです。

状況に応じて、生ごみにつきましては例えば悪臭とか出る可能性がございますので、もっと短期間で必要があれば回収していただくような計画で、一日と決まった訳じゃなくて、ある程度たまったらというような形で考えてはいる訳です。

○委員：冷凍庫とか冷蔵庫とか、そういうものはなくて、保管庫の中で、自然気温・湿度の状態でもビニール袋に入れて保管という状態ですか。

○設置者：現状ではそうになっています。

○委員：そういう状態ですと、なかなか衛生的にというのが夏場でしたら難しいので、御検討いただけたらと思います。

○設置者：そうですね、はい。もうちょっと短い期間で対応するようにいたします。

○会長：はい。

よろしいですか。

○委員：はい。

○会長：他、ございませんでしょうか。

よろしいですか。

私の方から。交通関係で出入口の数が、住宅展示場のときに使っていた出入口をそのまま使うということでしょうけれども、駐車場としては、これまで2つの区画、別々に運用していた訳ですよ。住宅展示場の方と。

○設置者：住宅展示場は、基本的に駐車場①を共用で使っていたような形になっております。

○会長：これまでもですか。

○設置者：今のユニクロさんのところに住宅展示場が数棟建っていたので。

○会長：そうですね。

いずれにしても、出入口の数が多ということは、場内で車が錯綜するということもありますし、場外においても出入口のところが錯綜する場合がありますので、適切ではないと思うのですよね。もっと数を絞った方がいいと思うのですけども、直ちに、これ

でだめだという訳ではないのですが、やはり運用上はもう少し工夫してもらわないといけないと思います。

この辺は、いかがでしょうか。

○設置者：そういった御指摘は、警察の方からも強制はできないがという前提で指導がありましたので、一応店舗東側の出入口③につきましては、従業員専用ということで、お客様はご遠慮願うということで看板の設置をいたします。

○会長：もっと減らせないですか。それでも多すぎると。

○設置者：あと、西側に4、5、6と3つあるのですが、これも警察からの御指導がありまして、5、6につきましては来店の誘導は行わずに、店舗正面とか出入口④に集中するような誘導をお願いしますということはあったのです。出入口④に看板を、ここから以降の5、6での入場は御遠慮くださいとか、あと、オープンチャラシで誘導を、こういった形でということで、そんな対応は計画しております。

あと、出入口は確かに多いのですが、実態的な話を申しますと、近隣店舗さんとの関係もちよっとございまして、そこへのお客さんとの錯綜というのも正直ありますので、出入口を閉じるとなってくると、ますますこの道路が混雑するというような状況も見られますので。

○会長：そうですね。

○設置者：あと、幅員的には狭いのですが、西側の道路が狭いと言えば狭いのですけれども、両側の敷地が50センチから1メートル50センチセットバックしておりますので、狭いとはいえ、5メートルから6メートルは、現状、走行距離としてはあります。道路としてね。出入口としては、御指摘のとおり、御意見はございました。

○会長：何か4、5、6は、全部なくしてもいいんじゃないかという気もします。

さらに言えば、5、6を誘導せずに4だけ残すというよりも、6の方へ誘導して、4、5を使わない方が、幹線道路からの距離を考えたらよりスムーズなのかなと思ったりしますけども、その辺、強制はできないのですけども、いろいろとテナントさんとも相談していただいでですね。

○設置者：道路管理者さんとか警察と協議していただいで、基本的に現在利用されている出入口ですので、先生がおっしゃったとおりの話ですけれども、弊社としては、できるだけ現状のまま利用したいというような計画でございます。

○会長：でも、事故が起きてからでは遅いので、とにかく4、5、6、できたら全部廃止するくらいの方で調整いただく努力をしてください。あくまでもお願いベースですけども。

他、ございませんでしょうか。

あと、夜までの営業をされているので、青少年の蝟集なんかについては対策も十分お願いしたいのですけども、その辺はいかがでしょうか。

○設置者：先ほど御説明の中で、駐車場につきまして夜間は封鎖するというので、従業員の出入口③については若干、最終、従業員が開けるといって延びると思いきれども、基本的に閉店後は封鎖するというような形で計画しております。

○会長：閉店前も青少年が蝟集することもあると思います。

○設置者：それにつきましては、図面にもありますけれども、滋賀不動産の事務所がごさいますので、当然事務所が営業している間は、敷地全体は滋賀不動産が管理することと、20時以降とか22時で夜間営業をしているところにつきましては、店舗の従業員さんと滋賀不動産さんが連絡を取り合いながら、注意をするなり、あるいは警察とか関係機関の協力が必要であれば、そういったところに連絡してということで、対応する計画でございます。

○会長：はい、よろしく願いいたします。

他、ございませんでしょうか。

ないようでしたら、質疑応答はこれで終わりにいたしたいと思います。

建物設置者の方には、御退席いただければと思います。

ありがとうございました。

○会長：ここで、時間は押してはいるのですけども、休憩を挟みたいと思います。

[午前11時45分 休憩]



[午前11時49分 再開]

○会長：今日は案件が5件ということで多かったので、時間が長くなっています。

それでは、審議を再開いたします。順番に進めていきたいと思っております。

まず、ドラッグコスモスベルロード店ですけれども、ここについては夜間最大値を超えているところがあるということ、それから60メートルの右折レーンがあるということではあるのですが、交通容量比1を超えているところもあるし、あと、右折インを可能としているというところもちょっと懸念があります。その3点くらいが問題点として挙げたと思います。

その辺のところを、まず「意見はなし」にしまして、今の3点を付帯意見として付けるということで、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

そういたしましたら、ちょっと案を申し上げますので、御検討ください。

まず、騒音の問題については、「騒音の夜間最大値が基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音を初めとする苦情、意見が出た場合には、誠意をもって対応協議し、」、年に3日間とはいっても22時になっていますけれども、「必要に応じて、閉店時間を早める等適切な対策を講じられたい。」というようなことで、いかがでしょうか。

それから、2点目として、出入口が右折イン等あるということで、「出入口2か所の面する道路は片側1車線で、出入口①は右折での入出庫は禁止しており、また出入口②では左折での入出庫に加え、右折での入庫を可能としているため、交通整理員の配置、経路誘導看板の設置および路面表示を行うなど来退店車両誘導の徹底、およびその他の適切な方法により、出入口の入出庫方向の実効性の確保対策および十分な交通安全対策を講じられたい。」ということで、いかがでしょうか。

それから、3点目として、交通容量比1を超えているというところがありますので、「円滑かつ安全な交通の確保および周辺道路の交通、ならびに通行車両による住宅地域への影響を緩和する適切な誘導計画を実施するため、新規開店時を初め繁忙日においては、交通整理員の適切な人員の配置およびチラシによる周知など来退店車両誘導の徹底、その他の適切な方法により十分な交通対策を講ずること。特に開店後において渋滞等の問題が予見される、または生じた場合には、建物設置者が地域住民、道路管理者および交通管理者等関係機関と協議し、適切な対策を速やかに講ずること。」という意見を付けるということで、いかがでしょうか。

荷さばきについては、もう7時の方に移すということで頑張ってくださいというふうに言っていますし、これについてはお願いベースということで、付帯意見としては付けられないということでもよろしいかと思うのですが、こういうことでいかがでしょうか。はい。

続きまして、ドラッグコスモス安曇川店ですけども、ここについても夜間最大値が車両走行音により規制基準を上回るというところ、それから出入口②について、右折インが可能になっているということが懸念されます。荷さばきについては、先ほどと同じように6時台のものが7時台に移すというふうに努力していただくということを言明していただいていますということで、騒音の問題と出入口の問題、この2点について付帯意見を付けて、「意見はなし」ということでもよろしいでしょうか。

付帯意見については、「騒音の夜間最大値が基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音を初めとする苦情や意見が出た場合には、誠意をもって対応協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。」。2点目として、「出入口に面する道路が片側1車線であり、中央分離帯等が設置されていない道路のため、交通整理員の配置、経路誘導看板の設置、路面表示を行うなど来退店車両誘導の徹底およびその他の適切な方法により、出入口の入出庫方向の実効性の確保対策および十分な交通安全対策を講じられたい。」と、いつものときの言葉ですけども、そういう表現でいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：すみません。

ドラッグコスモスベルロード店の方ですけど、口頭でおっしゃっていたからいいとは思いますが、何か中学校の通学路だから、既に学校等の協議をしてミラーの設置も決めていますみたいなことはおっしゃったのですけれど、通学路なので、それに対する安全対策をとかいうのは別に入れなくてもいいですか。

○会長：どうしましょう。入れましょうか。一応、言明しているので、いいかなと思ったのですが。

○委員：別に、ここでおっしゃっているので、それで足りるということであれば、それでいいなと思います。

○会長：そうですね。それは付帯意見として強制できるほどではないかなと、事業者として自主的にやっていただくということで言明いただいているので、いいのかなと。

では、先ほど申し上げたとおりでいきたいと思います。

マックスバリュ月輪店についてですけれども、ここもやはり夜間最大値の問題、それから出入口①については右折インが可能となっている。それから、交通容量比が1に近い箇所があるということ、それから24時まで営業を行うということで、青少年の蝟集の問題等があるということかと思いました。さらに、夜間まで営業を行うということで遮音壁を設置しているのですが、1.5メートルということで、ちょっと低いという御指摘もあったということです。

ということで、「意見はなし」ということでよろしいですかね。付帯意見として4点。

まず、騒音について、「騒音の夜間最大値が基準値を超過する地点があることから、地域住民から騒音を初めとする苦情や意見が出た場合には、誠意をもって対応協議し、必要に応じて遮音壁を高くするなどの適切な対策を講じられたい。」というようなことで、いかがでしょうか。

それから、右折インの問題については、「出入口①に面する道路は片側1車線で右折での入庫を可能としており、出入口②に面する道路は一方通行で、また出入口③では右折での入庫を可能としているため、交通整理員の配置、経路誘導看板の設置および路面表示を行うなど来退店車両誘導の徹底およびその他の適切な方法により、出入口の入庫方向の実効性の確保対策および十分な交通安全対策を講じられたい。」と、ちょっと長めです。

よろしいでしょうか。

3点目が、交通容量比1に近いところがあるということで、「円滑かつ安全な交通の確保および周辺道路の交通ならびに通行車両による住宅地域への影響緩和、その他適切な誘導計画を実施するため、新規開店時を初め繁忙日においては交通整理員の適切な人員の配置およびチラシによる周知など来退店車両誘導の徹底、その他の適切な方法により十分な交通対策を講じること。特に開店後において、渋滞等の問題が予見される、または生じた場合には、建物設置者が地域住民、道路管理者および交通管理者等関係機関と協議し、適切な対策を速やかに講じられたい。」ということで、いかがでしょうか。

それから、青少年の問題については、「24時まで営業を行うことから、店舗に青少年が蝟集することがないように巡回や呼びかけ等の対策を実施されたい。」ということで、以上4点を付帯意見として付けるということで、いかがでしょうか。はい。

続きまして、バロー大津茶が崎ショッピングセンターですけれども、ここも10トントラック等が入って、特に夜間に想定されていて、夜間最大値が超えているところがあります。それから、茶が崎交差点は中央線の変移システムを導入しているところでもありますし、迂回ルート等が複雑と言えば複雑なところもありますので、誘導はオープン時とはいえ、ちょっと注意も必要なところだという意見があったかと思えます。

この2点を、「意見はなし」ということにしまして、付帯意見を2点付けるということで、いかがでしょうか。はい。

まず、騒音については、「騒音の夜間最大値が基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音を初めとする苦情や意見が出た場合には、誠意をもって対応協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。」というような文言で、いかがでしょうか。

それから、2点目については、出入口前面の道路は現在中央線変移システムを導入しておるところであり、また茶が崎交差点においては信号設置が計画されていることから、円滑かつ安全な交通の確保、および周辺道路の交通ならびに通行車両による住宅地域への影響を緩和する適切な誘導計画を実施するため、交通整理員の適切な人員の配置およびチラシによる周知など来退店車両誘導の徹底、およびその他の適切な方法により十分な交通対策を講ずること。さらに、開店後においては、周辺の交通状況について状況把握に努めるとともに、渋滞等の問題が予見される、または生じた場合には建物設置者が地域住民、道路管理者および交通管理者等関係機関と協議し、交差点手前の適切な位置での経路誘導看板設置や交通整理員の常駐など来退店車両誘導の実効性の確保対策を講じること。」ということで、いろいろと複雑な対応をされるとしていますので、それについて十分な対策を講じてほしいということで、長い文章になりますが、そういう付帯意見を付けるということで、いかがでしょうか。はい。

次は、風の街Ⅲですけれども、ここも夜間最大値が規制基準値を上回る、それから出入口がたくさんあって複雑なので、この辺も心配されるということ。それから、閉店時刻が遅いので防犯の問題が考えられること。それから、生ごみを7日間保管することで臭いの問題が出るかもしれないということが指摘されたと思いますが、一応、生ごみのことも付帯意見として入れましょうか。

いいですか。一応、言明はしていましたが、どうですか。

○委員：おっしゃっていたので、いいかなとは思いますが。

○会長：よろしいですか、はい。

そうしましたら、生ごみについては期間を一日、二日でも短期間で回収したいとか、そういう対策も善処するというようなことを言明されていまして、そしたら3点ですね。騒音の問題と円滑な交通の問題、それから青少年の蛸集に関する対応策ですね。その3つを付帯意見として付けて、「意見はなし」ということで、よろしいでしょうか。

はい。

それでは、まず騒音について、「騒音の夜間最大値が基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音を初めとする苦情、意見が出た場合には、誠意をもって対応協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。」というような文言で、よろしいでしょうか。

2点目ですね。出入口が非常に複雑なので、出入口の数は整理したいと。ただ、これは付帯意見として、強制はしにくいところがあるので、あまり踏み込みすることはできないと思うのですが、一応口頭では努力するというようなお返事をいただいたように思いますので、一般的な言い方になりますけども、「円滑かつ安全な交通の確保および周辺道路の交通ならびに通行車両による住宅地域への影響を緩和する適切な誘導計画を実施するため、新規開店時を初め繁忙日においては、交通整理員の適切な人員の配置およびチラシによる周知等により来退店車両誘導の徹底を行うとともに、各出入口においては経路誘導看板の設置、路面表示を行うなど、その他の適切な方法により出入口の出入庫方向の実効性の確保対策および十分な交通安全対策を講じられたい。」というのを、2点目に挙げると。

それから、3点目として、「閉店後の各店舗における駐車場については、確実に閉鎖すること。」といったような点を、対策の1つとして挙げるということで、3点を付帯意見として付けるということで、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい。

○委員：その出入口の数を減らすということ、はっきり言うことはできないかもしれないですけど、例えば出入口の減数等検討するなどみたいな感じで、例示で挙げておいたら、その対策の中の1つという。だから、しろと言うのではなくて、検討するなどとかいうふうに入れておいてもいいのかなと思うのです。

○会長：やっぱり、かなり心配な点は心配だと思いますので、駐車場も前の住宅展示場のときの駐車場の区画というか、そのまま使っているということで、その辺も心配される。出入口が多いと、なおさらそういう混乱も大きくなると思いますので、そうですね、例示として入れるということで、いかがでしょうか。はい。

そういたしましたら、経路誘導看板の設置、路面表示を行うなどみたいな表現があったのですが、そこに出入口の削減もということの文言を入れて。

○委員：削減と言ってしまうのがまずいのであれば、削減を検討するなどかいうふうに。

○会長：そうですね。

削減を検討するなど適切な方法により、十分な交通安全対策を講じられたいというふうな流れで、そういう文言を入れるということにしたいと思います。また、文章はうまいこと修正していただきたいと思います。

○事務局：今のところで、出入口の削減を検討するというのが御指摘だったのですが、全体の議論の流れからすると、出入口の整理を検討するなどということで、よろしいですか。たくさん出入口がありますので、単に削減という表現より、整理するという表現のほうが適切ではないかと。

○会長：単に削減するというよりは、駐車場の配置なんかも問題だと思うのですね、もとのままです。

○委員：スムーズに流れるようにということですね。

○会長：ええ、そうですね。

○事務局：そういう表現にさせていただいたら、少し向こうが検討する選択肢が増えるのではないかなと。

○会長：はい。

意図としては、単に削減すればいいんじゃなくて、駐車場の中の流れもよくしたいし、外との関係も整備してよくしたいというような意味ですので、そういう文言をうまいこと考えていただいて、入れるということでお願いできればと思います。

いずれにしても、3点付けるということで、よろしいでしょうか。

ちょっと早足で結果をまとめてしまいましたけども、以上ですべての案件の審議を終えました。

それでは、今、審議しました結果を滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第7条第1項に基づき、知事へ答申いたしますので、御了解をお願いします。

なお、知事への答申文の案文につきましては、後日、改めて委員の皆様にも御覧いただいた上で答申するというので、先ほどの出入口の問題等も含めて、案文をもう一度皆さんに見ていただきますので、その上で、答申するというのでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

では、その他、事務局から報告事項があればお願いしたいと思います。

3. その他

○事務局：それでは、連絡といたしまして、次回審議会審議予定案件を御説明させていただきます。本日お配りしております概要資料の61ページからの資料No.7を御覧ください。

次回審議会の審議予定案件につきましては、新設2件となりますので、いずれも審議という形になります。

まず、大津市木の岡町にて営業予定の（仮称）ドラッグコスモス木の岡店でございます。こちらは新設の案件でございます。設置者は本日審議いたしましたけれども、福岡県に本社を置く株式会社コスモス薬品で、主に医薬品を扱う店舗となっております。

2件目につきましては、栗東市出庭で営業予定の（仮称）栗東市出庭店舗計画でございます。こちらの設置者につきましては、株式会社前田機工商会およびDCMカーマ株式会社でございます。現在釣具店が営業中の敷地内にホームセンターが立地することによりまして、基準面積1,000平方メートルを超えることから、新設にて届出をされております。

次回の審議会につきましては、11月16日、水曜日、10時からの開催を予定しておりますので、後日、案内および資料等を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○会長：はい。

それでは、本日の会議は少し延びてしまって、申し訳ありませんでしたが、これで閉会といたします。

4. 閉会

○中小企業支援課：本日は、長時間にわたり御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

第3回の審議会をこれで終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

[午後 0時12分 閉会]